

件名	路肩での植物採取について
受付日	平成30年7月5日
ご意見・ご提案の概要	道路の路肩で植物を採ることは法に触れるのか。
県の考え方	道路内での行為については、道路法により、みだりに道路を損傷し、又は汚損することは禁止されています。 また、森林内における行為の場合には、森林法により、森林の産物を窃取した者は、森林窃盗となります。
担当課	県土整備部 道路維持課